宍粟市マスコットキャラクター「しーたん」使用に関する注意事項

使用上の注意事項

しーたんを使用する際は、次の事項を守ってください。

1　しーたんのイメージを損なうような使い方はしないでください。
2　しーたんを汚したり、壊したり、形を変えてしまうような扱いはしないでください。
3　強い衝撃を与えるなど、破損につながる行為はしないでください。
4　使用目的以外の用途には使わないでください。
5　使用中は周囲の安全に十分気を配り、事故が起きないようにしてください。
6　着ぐるみを使用する際は、人前で脱がないようにしてください。
7　着ぐるみを着たまま声を出したり、内部の様子を見せたりする行為はしないでください。
8　使用中に破損や汚れ、その他異常があった場合は、すぐに使用を中止し、宍粟市商工観光課（0790-63-3127）へ報告してください。
9　着用時間は１回30分以内を厳守してください。
10　着ぐるみの使用は、季節や天候、気温等の状況を踏まえ、無理のないよう適切に判断してください。

着ぐるみ着用者の条件

しーたんの着ぐるみを着用できるのは、原則として18歳以上の方です。
ただし、16歳以上18歳未満の方については、保護者と学校の許可を得た場合に限り、着用することができます。